ている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～八　略］

九　代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

8　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　法第八十九条の四に規定する金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士又は弁護士法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第五十条の二第一項第二号トにおいて同じ。）以外の会社に限る。）

［9・10　略］

11　第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社等に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつ

［一～八　同上］

［号を加える。］

8　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

［9・10　同上］

11　第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で